

工業用水道事業の料金改定時期の延期について

水道課

1 要 旨

令和3年度に予定していた工業用水道事業の料金改定について、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動への影響を考慮して、料金改定時期を当面1年間延期する。

2 延期の理由

工業用水道事業の料金改定は3年毎に実施しており、今年度に令和3年度からの料金改定の要否を検討することとしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動への影響により受水団体との料金改定協議が困難なこと、また、工業用水道事業の経営状況は厳しいものの、翌年度は工業用水道事業全体での単年度黒字及び資金残高が確保できる見込みであることから、料金改定時期を当面1年間延期する。

3 決算見込み（令和元年度）

工業用水道事業全体では、単年度損益は9千万円の黒字、資金は27億5千万円余の残高が見込まれる。

（単位：百万円）

事業名	収 支			資金残高
	a 収 益	b 費 用	c 当期損益 (a-b)	
太田川東部	1,327	1,278	49	5,576
太田川2期	698	597	101	▲2,916
沼田川工水	718	778	▲60	94
合 計	2,742	2,652	90	2,753

※ 百万円未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある

4 今後の対応

次回の料金改定に当たっては、今後の経済情勢、工業用水道事業の収支見通し及び資金残高の状況を踏まえて判断する。

5 その他

太田川東部工業用水道事業の受水団体である日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所呉地区が、令和5年9月末での全設備休止を表明しているため、今後の動向により、工業用水道事業の経営に多大な影響が生じることから、商工労働局と連携して、その動向を注視していく。